

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年8月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2000102 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000072 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和7年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年1月1日から同年8月1日まで

請求期間について、A社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を、過去2回行ったところ、それぞれ訂正は認められないとする通知を受けた。

しかし、これまでの決定に納得できないので、再度審議の上、請求期間をA社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が請求期間当時に勤務したとするA社は、厚生年金保険の記録において昭和27年1月1日に同保険の適用事業所ではなくなっているため、当時の事業主も死亡しているため、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、ii) A社における厚生年金保険被保険者記録がある者のうち、所在が判明した二人に照会し回答を得たが、当該二人はいずれも請求者を覚えていない旨陳述していること等から、既に平成27年11月11日付け及び平成29年6月6日付けで、年金記録の訂正をしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

今回の訂正請求については、請求者が、これまでの2回の近畿厚生局長の決定に対し、請求期間当時、A社に勤務していたので、当該決定には納得ができない旨主張して、再度訂正請求を行ったものである。

しかし、今回の訂正請求に当たって、請求者から、請求期間当時のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料等の提出はなく、今回の請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。